

# 八幡浜地区施設事務組合特別会計条例

〔 昭和 5 8 年 3 月 3 0 日  
条 例 第 4 号 〕

改正 平成 1 2 年 3 月 7 日条例第 2 号 平成 2 0 年 3 月 1 4 日条例第 4 号  
平成 2 8 年 9 月 2 6 日条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。

- (1) 八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計
- (2) 八幡浜地区施設事務組合消防事業特別会計
- (3) 八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所事業特別会計
- (4) 八幡浜地区施設事務組合し尿処理事業特別会計

(弾力条項の適用)

第 2 条 前条に定める特別会計においては、地方自治法第 2 1 8 条第 4 項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 4 号の規定は昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合特別会計条例第 1 条第 2 号に定める事務の清算事務については、この条例施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成 2 0 年条例第 4 号）

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年条例第 7 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、八幡浜地区施設事務組合同規約の一部を改正する規約（平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日愛媛県指令 2 8 市第 6 6 2 号）の施行の日から

施行する。

(八幡浜地区施設事務組合特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の八幡浜地区施設事務組合特別会計条例第1条第3号の規定は、平成29年度以後の歳入及び歳出について適用し、平成28年度以前の歳入及び歳出については、なお従前の例による。